

保険調剤ニュース	No.41	長野県薬剤師会発行
		平成 23 年 3 月 31 日

## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する 診療報酬等の請求の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課より日本薬剤師会長宛て連絡があったとの通知がありましたのでお知らせいたします。

同地震の被災に伴う保険診療の取り扱いについては、平成 23 年 3 月 16 日付「保険調剤ニュース No.32」等でお知らせしたところですが、今般、調剤報酬等の請求方法が示されました。

ここでは、本県に該当する部分を抜粋してお知らせいたします。

通知全文については、日薬ホームページ(災害対策本部ホームページ)および本会ホームページ(東北地方太平洋沖地震および長野県北部地震に関する通知・情報)でご確認下さい。

### 【「厚生労働省保険局医療課 平成 23 年 3 月 29 日付 事務連絡」より抜粋】

#### 1. 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことがある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

上記の方法により保険者を特定できないものにあつては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)へ提出する分、それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出するべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、一括して所定事項を記載すること。

## 2. 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに關する取扱いについて

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(平成23年3月15日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災1」と記載するとともに、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等とならない明細書の双方を2枚1組にし、通常明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災2」と記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)に基づき、記載すること。

一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療(特定疾患治療費研究事業【法別番号51】などの「公費併用レセプト」となるもの。)の対象にならない。このため、一部負担金等の支払いを猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

【参考】 被保険者証の記号・番号が不明で、かつ、一部負担金を猶予した場合には、  
「不詳」「災1」と記入することとなる。

## 3. 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に關し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成23年4月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

## 4. レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。(電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。)

## 5. 4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについて

4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡すること。

## 電子レセプトの記録に係る留意事項

「厚生労働省保険局医療課 平成 23 年 3 月 29 日付 事務連絡」より

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

## 1. 1. 関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、  
被保険者証の「保険者番号」を記録する  
被保険者証の「記号」は記録しない  
「番号」は「99999999（9桁）」を記録する  
摘要欄の先頭に「不詳」を記録する  
保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

## 2. 1. 関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、  
「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録する  
被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する  
被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、  
「記号」は記録しない  
「番号」は「99999999（9桁）」を記録する  
摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

## 3. 2. 関連

本ニュース 2. において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録すること。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災害2」と記録すること。

## 4. 3. 関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。